家庭系ごみ一部有料化に関する制度概要

(１)　家庭系ごみ一部有料化の概要

○「家庭系ごみ一部有料化」とは

ごみの排出量に応じてごみ処理経費の一部を市民の皆様に負担していただもの

【有料化導入の経緯】

海老名市では、ごみの減量化を喫緊の課題と考え、平成２９年５月に環境審議会に対し「家庭系ごみ減量化策（戸別収集・有料化含む）について」の諮問を行い、家庭系ごみ専門部会において全９回の審議の結果、平成３０年６月１８日に最終答申を受けました。

　環境審議会からの最終答申を受け、海老名市では「海老名市家庭系ごみ減量化基本方針（案）」を策定し、広く市民からの意見を聴取するとともに、住民説明会を経て、平成３０年９月に家庭系ごみ有料化についての条例を議会に上程し、平成３０年１１月２９日に議決、令和元年９月３０日から実施となりました。

(２)　有料化の方法

　　　市の指定した袋により対象品目となるごみを排出する方法

(３)　有料化の対象品目

　　　燃やせるごみ、燃やせないごみ

(４)　指定収集袋の種類と料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物の種別 | 袋の種類 | 枚　数 | 金　額  (ごみ処理手数料) |
| 燃やせるごみ  (オレンジ色) | ５リットル袋 | 10枚 | １００円 |
| 10リットル袋 | ２００円 |
| 20リットル袋 | ４００円 |
| 40リットル袋 | ８００円 |
| 燃やせないごみ  (水色) | ５リットル袋 | ５枚 | ５０円 |
| 10リットル袋 | １００円 |
| 20リットル袋 | ２００円 |
| 40リットル袋 | ４００円 |